

《認知症対応型共同生活介護事業》  
《介護予防認知症対応型共同生活介護事業》

運 営 規 程

有限会社 わかば

うえるケアホーム ふたば

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社わかばが開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業者」という。)の適正な運営を確保する為、人員、管理者及び運営に関する事項を定め、事業者の従事者が、認知症を有し要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し適正な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業実施に当たっては、入居者である利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が「生活の主体者」となるようサービスに努める事とする。

- 2 事業者の従事者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を利用者と共に行う事とする。
- 3 事業者の従事者は、その家族に対して精神的、身体的負担の軽減を図ると同時に、認知症への理解を深めることが出来るように努める。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、協力医療機関を始め、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的サービスに努める。

(事業所の名称、定員等)

第3条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業を行う主たる事業所の名称、所在地、定員は、以下の通りとする。

- ① 名称 : うえるケアホーム ふたば
- ② 所在地 : 愛知県名古屋市長区楠三丁目811番地の1
- ③ 利用定員 : 18名(1ユニット9名で2ユニット)全室個室(洋室)。夫婦部屋なし。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 常勤1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、地域との交流促進等を行う。
- ② 計画作成担当者 1名以上  
計画作成担当者は、入居を希望する利用者及びその家族に対し、相談の窓口となり、家庭訪問等を通じ利用者の状況等の把握に努める。入居後は、利用者の状態・希望等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を立案し、介護従事者と共にその実施に当たる。
- ③ 介護従事者 6名以上  
介護従事者は、利用者と共に認知症対応型共同生活介護計画を元に、食事の支度、買い物、洗濯、掃除等を共同で行う。あくまでも、利用者が「生活の主体者」であることを忘れることなく、良きパートナーとなれるよう努める。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者が行う認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

- ① 主体的な生活が送れるよう生活全般にわたる介護及び支援。
- ② 要介護認定等必要な事務手続き及び相談援助。

(利用料その他の費用について)

第6条 認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスである時は、その1割とする。生活保護受給者は、介護保険1割負担分に関しては、公費負担となりますので、自己負担は発生いたしません。

2 その他の費用としては、次の表にあげる費用の支払いを受けることが出来るものとする。

	通常料金	生活保護受給者
① 敷金	140,000 円	140,000 円
②家賃	70,000 円 (月額)	37,000 円 (月額)
③水道光熱費	17,850 円 (月額) 税込	
④共益費	8,400 円 (月額) 税込	
⑤食事材料費	1 日あたり 1,030 円 (月 30 日間の場合 30,900 円)	
⑥その他の費用	理美容代、おむつ代、通院費・薬代、個人の嗜好品購入代等については自己負担とする。	

\*費用の額にかかわるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。  
同時にその他の費用等の取扱については、「預かり金」台帳を整備し、行う事とする。

\*敷金の取り扱いに関して

1. 利用者は、本契約から生じる債務の担保として、事業者に預け入れるものとする。
2. 利用者は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることが出来ない
3. 事業者は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で利用者に返還しなければならない。ただし、事業者は、本物件の明渡し時に、賃料及び共益費の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる利用者の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
4. 前項ただし書の場合には、事業者は、敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者に明示しなければならない。

\*共益費として、エレベーター、受水槽、給湯設備等の維持管理費を追加し 8,400 円(税込)とする。

\*通院費に関して、協力医療機関以外への受診等に対しては、実費として駐車場代、高速代、ガソリン代として 30 円(税別)/Km、及び付き添い職員一人につき 1,000 円(税別)/時間を「預かり金」より徴収する事とする。

(入居に当たっての留意事項)

- 第7条 要介護認定の判定結果が、要介護1から要介護5のいずれかまたは要支援2であることとする。
- 2 主治医の診断書等により、利用申し込み者が認知症の状態にあると確認出来る事とする。
  - 3 少人数による共同生活を営むことが出来る事とする。
  - 4 利用後、著しい体力低下、症状の悪化、認知症状の重度化等、共同生活が困難と判断された場合は、事業者内での当該サービスを中止することが出来る事とする。

(サービスの提供に当たっての留意事項)

- 第8条 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要なサービスを行う事とする。
- 2 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う事とする。
  - 3 認知症対応型共同生活介護では、常に利用者の認知症の状態、心身の状態を把握し、必要なサービスを提供する事とする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第9条 計画作成担当者は、利用者の認知症状、心身の状況及び意志並びに、その置かれている環境等を踏まえ、サービスの目標と、目標を達成するまでの具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する事とする。
- 2 計画作成担当者は、第1項の認知症対応型共同生活介護計画を作成した時は利用者またはその家族に対し、内容等を説明する事とする。
  - 3 事業所の従事者は、それぞれの利用者に対し認知症対応型共同生活介護計画の実施状況及び目標達成等を記録する。

(協力医療機関等)

- 第10条 協力医療機関は以下の通りとする。

医療機関名称	所在地	主な診療科目
あだち内科クリニック	名古屋市北区中味鉦3丁目1001番	内科
寺町歯科	西春日井郡豊山町豊場神戸194番地	歯科

(衛生管理)

- 第11条 認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な対応をする事とする。
- 2 事業者において、食中毒及び感染症が発生、または蔓延しないよう必要な措置を講ずるものとする。また必要に応じて保健所等関係機関の助言、指導を求めると共に、連携を図っていく事とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 認知症対応型共同生活介護事業の従事者は、認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、適切な対応をすると共に、管理者に報告する。また、夜間・深夜や主治医等に連絡が困難な場合は、救急車等の要請を行う事とする。
- 2 事業者は、重度化対応指針を定め、あらかじめ家族に対して重度化に対する指針の同意および延命治療の可否についての承諾を得ることとする。

(非常災害対策)

- 第 13 条 事業者は、非常災害に対する具体的な消防計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行う事とする。
- 2 第 1 項の訓練等の計画実施に当たっては、地域自治会や消防署等と連携して行う事とする。

(苦情処理)

- 第 14 条 認知症対応型共同生活介護の提供にかかわる利用者またはその家族からの苦情には、迅速かつ適切に対応する事とする。
- 2 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、法第 23 条の規程により、市町村が行う文書等の提出、掲示の請求、質問、若しくは照会に応じ、当該市町村が行う調査に協力する事とする。又、当該市町村から指導及び助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う事とする。
- 3 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言に従って必要な対応を行う事とする。

(身体拘束に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営会議で報告する。

(虐待防止に関する事項)

- 第 16 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 事業者は、虐待の防止委員会を設置するとともに担当者を選任する
- ② 事業者は年間の研修計画を立案し、計画に沿って介護従事者に対して年 2 回の研修を実施する。
- ③ 事業所において虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、すみやかに市町村への

方向をし、事実確認を行う。

- ④ 虐待の事案について原因を分析し、再発防止策を講じるとともに事案について従業者に周知徹底する。

事業者は、健全な職場環境及び職場風土の構築を目指す為、職場内における人間関係や職員個々の悩み等にも配慮し、必要時職員面接を実施するとともに役員を交えた風土改善の話し合いの機会を年1回設ける。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(情報の公開)

第17条 事業者において実施するサービスの内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき、当事業所の玄関内に文書にて掲示する事とする。

- 2 前項に定める内容は、認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族のプライバシーにかかわる内容は含まれない事とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、介護従事者等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また実施の為の業務体制を整備する。

- ① 採用時の研修 採用後4週間
- ② 定期研修 年間2回以上
- ③ その他の研修 臨時研修の開催及び外部研修への参加。

- 2 従事者等は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報、秘密を保持する事とする。
- 3 従事者等は、従事者でなくなった後においても、職務上知り得た利用者またはその家族の情報、秘密を保持する事とする。
- 4 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族と保険者に連絡すると共に、関係機関等にも連絡し、必要な措置を行う事とする。  
また、損害賠償をすべき事故が発生した場合は、損害賠償を損害保険会社と共に速やかに行う事とする。
- 5 介護従事者が安心して働く事ができる環境を整えるため、利用者及び利用者の家族等による身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為に対してあらかじめ重要事項説明書において説明し対処する。また職場内においてもハラスメント教育を行い、職員間におけるハラスメント行為が発生しない職場風土を構築する。

- 6 この規程に定めるほか、運営に関する必要な事項は、有限会社 わかばの代表者と事業者の管理者の協議に基づいて定める事とする。

#### 附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。